

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	苫小牧市 住民基本台帳関連事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、住民基本台帳関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあ

たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

苫小牧市長

## 公表日

平成31年1月4日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳関連事務
②事務の内容	<p>市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていないなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム)を都道府県と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成            ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正            ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置            ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知            ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付            ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知            ⑦地方公共団体情報システム機構への本人確認情報の照会            ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更            ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付            ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により地方公共団体情報システム機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する地方公共団体情報システム機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>&lt;中間サーバについて&gt;            情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>

**2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム**

**システム1**

<p>①システムの名称</p>	<p>既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録))</p>
<p>②システムの機能</p>	<p>①住民票の記載          ・転入、出生、帰化、国籍取得、国籍喪失、在留資格取得等により、住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する機能</p> <p>②住民票の修正          ・住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する機能</p> <p>③住民票の削除          ・転出、死亡、帰化、国籍取得、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を削除(住民票を除票)する機能</p> <p>④住民票の照会          ・住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する機能</p> <p>⑤証明書・通知書の発行          ・住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能</p> <p>⑥住民基本台帳ネットワークシステムとの連携          ・住民票の記載等に応じた住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能</p> <p>⑦法務省情報連携端末との連携          ・外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成及び法務省通知の取込等の連携を行う機能</p> <p>⑧都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成          ・異動集計表や、人口統計用の集計表、閲覧台帳を作成する機能</p> <p>⑨戸籍システムへの連携          ・住民票の記載に応じて、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能</p> <p>⑩住民票関係情報の提供          ・情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供機能</p> <p>⑪個人番号カード及び住民基本台帳カードの発行状況確認          ・個人番号カード及び住民基本台帳カードの交付状況を確認する機能</p> <p>⑫個別事項情報の管理          ・住民票個別事項項目となる、国民健康保険、国民年金、介護保険及び後期高齢者医療の資格情報、児童手当の支給に関する情報、選挙人名簿への登録情報を管理する機能</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                    [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム            [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 国民年金システム、国民健康保険システム、児童福祉システム、児童手当システム、健康管理システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、障害福祉システム、医療助成システム、就学システム、選挙管理システム、印鑑登録システム、生活保護システム、戸籍システム )</p>

システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバー(以下、「市町村CS」という)において管理がされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分において記載する。
②システムの機能	<p>①本人確認情報の送信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住民基本台帳において住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</li> </ul> <p>②本人確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、掲示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</li> </ul> <p>③個人番号カードを利用した転入(特例転入)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</li> </ul> <p>④本人確認情報検索</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合端末において入力された氏名、住所、性別、生年月日(以下、「4情報」という。)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</li> </ul> <p>⑤地方公共団体情報システム機構への情報照会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</li> </ul> <p>⑥本人確認情報整合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び地方公共団体情報システム機構が全国サーバにおいて保有している地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</li> </ul> <p>⑦送付先情報通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号の通知に係る事務の委任先である地方公共団体情報システム機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住民基本台帳システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、地方公共団体情報システム機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</li> </ul> <p>⑧個人番号カード管理システムとの情報連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体情報システム機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム )</p>
システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>&lt;団体内統合宛名管理&gt;</p> <p>①団体内統合宛名番号管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名番号の付番を行う。</li> <li>・団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号を紐付けて管理する。</li> </ul> <p>②宛名情報管理機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4情報を団体内統合宛名番号に紐付けて管理する。</li> </ul> <p>③中間サーバ連携機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム4									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>①符号管理機能 ・符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その機能を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供システムネットワークを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能 ・情報照会機能は、情報提供システムネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>⑦データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークから受信し情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期間切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム	[ <input type="checkbox"/> ] その他 (	)
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ <input type="checkbox"/> ] その他 (	)								

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第7条、第16条及び第17条</li> <li>・住基法第1条、第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第22条、第24条の2、第30条の6、第30条の10及び第30条の12</li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会の根拠&gt;</p> <p>なし(住民基本台帳関連事務において、情報照会を行わない。)</p> <p>&lt;情報提供の根拠&gt;</p> <p>○番号法第19条第7号 別表第2(項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120)</p> <p>○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第43条の3、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部住民課
②所属長の役職名	市民生活部住民課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	番号法施行日以降に、本市に住民票が存在する者(施行日以降に消除した住民票も含む)
その必要性	住基法に基づき、住民基本台帳を整備し、市民に関する記録を行い、当該記録の管理を行うため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 選挙関係情報、印鑑関係情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号: 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「番号整備法」という。)第16条(住基法第7条第8の2号)により、記載する。</li> <li>・その他識別情報: 本市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。</li> <li>・4情報、その他住民票関係情報: 住基法第7条各号に定める記載事項を保有する。</li> <li>業務関係情報: 住基法第7条各号に定める資格情報を保有する。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	番号法附則第2条による準備行為の開始日(平成27年6月)
⑥事務担当部署	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、沼ノ端出張所、豊川証明取扱所、駅前証明取扱所、住吉証明取扱所



3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 地方公共団体情報システム機構 ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )								
③使用目的 ※	住基法に基づき、住民基本台帳を整備し、市民に関する記録を行い、当該記録の管理を行うため。								
④使用の主体	使用部署	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、沼ノ端出張所、豊川証明取扱所、駅前証明取扱所、住吉証明取扱所							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		①住民票の記載 ・出生又は国外からの転入等により、新規に個人番号を指定する場合は、地方公共団体情報システム機構から「個人番号とすべき番号」を入手して、その番号を個人番号に指定し、住民票に当該個人番号を記載する。 ②住民票の発行 ・住民票の写し等を交付する場合に、申請内容に応じて個人番号が記載された住民票の写し等を交付する。 ③本人確認情報、転出証明書情報の作成 ・住民基本台帳ネットワークシステムへ送信する本人確認情報、転出証明書情報に個人番号を記載し作成する。							
	情報の突合	①住民異動届時 ・個人番号カード又は通知カード及びその他本人確認書類の提示を求めため、その際に情報の突合を行う。 ②住民票の記載 ・転入、職権記載等により、新規に住民票を作成する者は、住民票コード等により、過去に住民登録していた情報と突合を行い、異なる場合には警告を表示する。							
⑥使用開始日	平成27年10月5日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> ( ) 4) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	既存住民基本台帳システムの保守業務								
①委託内容	既存住民基本台帳システムの改修・保守業務全般、各種処理								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	日本電気株式会社								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する [ ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法	個人情報の取り扱いや再委託先に関する監督方法等を明記した再委託申請書を提出させ、審査の上、承諾する。								
⑥再委託事項	NECソリューションイノベータ株式会社、株式会社I・TECソリューションズ								

<b>委託事項2</b>		既存住民基本台帳システムのオペレーション業務	
①委託内容		既存住民基本台帳システムにて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷など	
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項3</b>		既存住民基本台帳システムの保守業務	
①委託内容		既存住民基本台帳システムの改修・保守業務全般、各種処理	
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上
③委託先名		NECソリューションイノベータ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>委託事項4</b>		既存住民基本台帳システムの保守業務	
①委託内容		既存住民基本台帳システムの改修・保守業務全般、各種処理	
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 55 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 10 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条7号及び別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条7号及び別表第2
②提供先における用途	番号法別表第2欄に掲げられる各事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されるもの
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて提供依頼があるとき
提供先2	教育部 学校教育課
①法令上の根拠	住基法第1条
②提供先における用途	番号法別表第2の38項第2欄の事務、第9条第2項に基づく条例に定める事務
③提供する情報	4情報その他住民基本台帳情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されるもの
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 庁内連携システム )
⑦時期・頻度	住民基本台帳更新の都度
移転先1	財政部 市民税課、資産税課、納税課
①法令上の根拠	住基法第1条
②移転先における用途	地方税慣例事務
③移転する情報	4情報その他住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されるもの

⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳更新の都度	
<b>移転先2</b>	市民生活部 国保課	
①法令上の根拠	住基法第1条	
②移転先における用途	国民健康保険関連事務、国民年金関連事務	
③移転する情報	4情報その他住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されるもの	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳更新の都度	
<b>移転先3</b>	福祉部 介護福祉課	
①法令上の根拠	住基法第1条	
②移転先における用途	介護保険関連事務、老人福祉関連事務	
③移転する情報	4情報その他住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されるもの	
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳更新の都度	
<b>移転先4</b>	市民生活部 高齢者医療課	
①法令上の根拠	住基法第1条	
②移転先における用途	後期高齢者医療関連事務	
③移転する情報	4情報その他住民基本台帳情報	

④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されるもの	
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳更新の都度	
<b>移転先5</b>	福祉部 障がい福祉課	
①法令上の根拠	住基法第1条	
②移転先における用途	障害者福祉関連事務	
③移転する情報	4情報その他住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されるもの	
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳更新の都度	
<b>移転先6</b>	福祉部 生活支援室	
①法令上の根拠	住基法第1条	
②移転先における用途	生活保護関連事務	
③移転する情報	4情報その他住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されるもの	
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳更新の都度	

<b>移転先7</b>	健康こども部 こども育成課	
①法令上の根拠	住基法第1条	
②移転先における用途	保育関連事務	
③移転する情報	4情報その他住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されるもの	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳更新の都度	
<b>移転先8</b>	健康こども部 こども支援課	
①法令上の根拠	住基法第1条	
②移転先における用途	児童福祉関連事務	
③移転する情報	4情報その他住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されるもの	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳更新の都度	
<b>移転先9</b>	福祉部 総合福祉課	
①法令上の根拠	住基法第1条	
②移転先における用途	老人福祉関連事務	
③移転する情報	4情報その他住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されるもの	

⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳更新の都度	
<b>移転先10</b>	健康こども部 健康支援課	
①法令上の根拠	住基法第1条	
②移転先における用途	母子保健関連事務、予防接種関連事務	
③移転する情報	住民基本台帳に記載されるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民基本台帳に記載されるもの	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳更新の都度	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
保管場所 ※	<苫小牧市における措置> ・生体認証により入退室管理を行う電算機室の内部のサーバー内に保管する。また、サーバーへのアクセスにはID/パスワードの認証が必要となる。 ・バックアップ媒体は入退室管理を行う部屋内の金庫及び、パスワードロックがかかる金庫内に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバープラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
<b>7. 備考</b>		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

住民基本台帳ファイル(抜粋)

1	宛名番号	26	転出確定住所
2	世帯番号	27	個別事項情報
3	個人番号	28	選挙人名簿資格
4	住民票コード	29	国民健康保険資格情報
5	氏名	30	後期高齢者医療資格情報
6	生年月日	31	介護保険資格情報
7	性別	32	国民年金資格情報
8	現住所	33	児童手当受給資格情報
9	方書	34	印鑑登録情報
10	続柄	35	個人番号カード交付状況
11	世帯主名	36	住民基本台帳カード
12	本籍地	37	異動情報
13	筆頭者	38	異動事由
14	在留カード等番号	39	異動年月日
15	第30条45区分	40	届出年月日
16	在留資格	41	処理年月日
17	在留期間等	42	処理時刻
18	在留期間の満了日	43	処理ID
19	国籍・地域	44	端末ID
20	通称履歴	45	職員番号
21	住民となった日	46	団体内統合宛名番号
22	住所を定めた日	47	氏名カナ
23	住民でなくなった日	48	氏名のカタカナ表記
24	前住所	49	届出事由
25	転出予定先住所	50	情報提供用個人識別



(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者及び事務

項番	情報照会者	事務	特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
4	厚生労働大臣	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
20	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
21	厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者及び事務

項番	情報照会者	事務	特定個人情報
27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
30	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報、児童手当関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
31	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
38	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
54	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって主務省令で定めるもの
58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者及び事務

項番	情報照会者	事務	特定個人情報
59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
77	厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
84	厚生労働大臣	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
89	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
91	厚生労働大臣	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
92	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
96	都道府県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者及び事務

項番	情報照会者	事務	特定個人情報
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
105	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
111	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
112	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者及び事務

項番	情報照会者	事務	特定個人情報
116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む
その必要性	・住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報:住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	番号法附則第2条による準備行為の開始日(平成27年6月)
⑥事務担当部署	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、沼ノ端出張所、豊川証明取扱所、駅前証明取扱所、住吉証明取扱所

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民課(自部署) )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住民基本台帳システム )								
③使用目的 ※	<p>・住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。</p>								
④使用の主体	使用部署	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、沼ノ端出張所、豊川証明取扱所、駅前証明取扱所、住吉証明取扱所							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [ ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<p>・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住民基本台帳システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住民基本台帳システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)</p> <p>・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し、確認することで本人確認を行う。(個人番号カード→市町村CS)</p> <p>・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。</p> <p>・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。</p>							
	情報の突合	<p>・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードを元に突合する。</p> <p>・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードを元に突合する。</p>							
⑥使用開始日	平成27年6月26日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b>	住民基本台帳ネットワークシステムの保守業務	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムの保守業務全般・各種処理	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2</b>	住民基本台帳ネットワークシステムのオペレーション業務	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムにて実施する各種処理	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社I・TECソリューションズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、地方公共団体情報システム機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ(本人確認情報ファイル)-2-③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	・住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び地方公共団体情報システム機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ(本人確認情報ファイル)-2-③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度	必要に応じて随時。(1年に1回程度)
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤ 移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥ 移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦ 時期・頻度		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入退室管理を行う電算機室の内部のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスには生体認証が必要となる。</li> <li>・バックアップ媒体は入退室管理を行う部屋内の金庫及び、パスワードロックがかかる金庫内に保管する。</li> </ul>	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

本人確認情報ファイル(抜粋)

1	住民票コード	26	依頼管理番号
2	漢字氏名	27	操作者ID
3	外字数(氏名)	28	操作端末ID
4	ふりがな氏名	29	更新順番号
5	清音化かな氏名	30	異常時更新順番号
6	生年月日	31	更新禁止フラグ
7	性別	32	予定者フラグ
8	市町村コード	33	排他フラグ
9	大字・字コード	34	外字フラグ
10	郵便番号	35	レコード状況フラグ
11	住所	36	タイムスタンプ
12	外字数(住所)		
13	個人番号		
14	住民となった日		
15	住所を定めた日		
16	届出の年月日		
17	市町村コード(転入前)		
18	転入前住所		
19	外字数(転入前住所)		
20	続柄		
21	異動事由		
22	異動年月日		
23	異動事由詳細		
24	旧住民票コード		
25	住民票コード使用年月日		

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む
その必要性	・番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、あわせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。市町村は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下、「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を地方公共団体情報システム機構に委任する。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 通知カード及び交付申請書の送付先の情報 )
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報:個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報):地方公共団体情報システム機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、沼ノ端出張所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 住民課(自部署) )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 既存住民基本台帳システム )	
③使用目的 ※	<p>・通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う地方公共団体情報システム機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。</p>	
④使用の主体	使用部署	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、沼ノ端出張所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<p>・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する地方公共団体情報システム機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(地方公共団体情報システム機構))。</p>
	情報の突合	<p>・入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、地方公共団体情報システム機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報との突合を行う。</p>
⑥使用開始日	平成27年10月5日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する ]           <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 2) 件	
委託事項1	住民基本台帳ネットワークシステムの保守業務	
①委託内容	住民基本台帳ネットワークシステムの保守業務全般・各種処理	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ]           <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない ]           <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

<b>委託事項2</b>		住民基本台帳ネットワークシステムのオペレーション業務
①委託内容		住民基本台帳ネットワークシステムにて実施する各種処理
②委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満                                 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満                 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満           6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社I・TECソリューションズ
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する   2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無		[ <input type="radio"/> ] 提供を行っている (                    1 ) 件   [    ] 移転を行っている (                    ) 件 [    ] 行っていない
提供先1		地方公共団体情報システム機構
①法令上の根拠		通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)
②提供先における用途		・市町村からの通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「II(送付先情報ファイル)-2-③記録される項目」と同じ。
⑥提供方法		[    ] 情報提供ネットワークシステム                                 [    ] 専用線 [    ] 電子メール   [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [    ] フラッシュメモリ   [    ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )
⑦時期・頻度		・使用開始日から通知カード送付までの一定期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。
<b>移転先1</b>		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数		[   ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		

⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<苫小牧市における措置> ・入退室管理を行う電算機室の内部のサーバ内に保管している。サーバへのアクセスには生体認証が必要となる。 ・バックアップ媒体は入退室管理を行う部屋内の金庫及び、パスワードロックがかかる金庫内に保管する。
<b>7. 備考</b>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

送付先情報ファイル(抜粋)

1	送付先管理番号	26	カード送付場所名	51	第30号45に規定する区分
2	送付先郵便番号	27	カード送付場所名外字数	52	在留期間の満了の日
3	送付先住所漢字項目長	28	カード送付場所郵便番号	53	代替文字変換結果
4	送付先住所漢字	29	カード送付場所住所項目長	54	代替文字氏名項目長
5	送付先住所漢字外字数	30	カード送付場所住所	55	代替文字氏名
6	送付先氏名漢字項目長	31	カード送付場所住所外字数	56	代替文字住所項目長
7	送付先氏名漢字	32	カード送付場所電話番号	57	代替文字住所
8	送付先氏名漢字外字数	33	対象となる人数	58	代替文字氏名位置情報
9	市町村コード	34	処理年月日	59	代替文字住所位置情報
10	市町村名項目長	35	操作者ID	60	外字フラグ
11	市町村名	36	操作端末ID	61	外字パターン
12	市町村郵便番号	37	印刷区分		
13	市町村住所項目長	38	住民票コード		
14	市町村住所	39	氏名漢字項目長		
15	市町村住所外字数	40	氏名漢字		
16	市町村電話場号	41	氏名漢字外字数		
17	交付場所名項目長	42	氏名かな項目長		
18	交付場所名	43	氏名かな		
19	交付場所名外字数	44	郵便番号		
20	交付場所郵便番号	45	住所項目長		
21	交付場所住所項目長	46	住所		
22	交付場所住所	47	住所外字数		
23	交付場所住所外字数	48	生年月日		
24	交付場所電話番号	49	性別		
25	カード送付場所名項目長	50	個人番号		





4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>&lt;特定個人情報の保護に関する特記事項の主な事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先は、委託業務上(管理業務上)知り得た特定個人情報を他に漏らしてはならない。(秘密の保持)</li> <li>・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。(委託業務(管理業務)の範囲を超えた特定個人情報の利用の禁止)</li> <li>・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が記録された資料等を、委託元の承諾なしに第三者に提供してはならない。(第三者への特定個人情報の利用の禁止)</li> <li>・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が記録された資料等を、委託元の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。(特定個人情報の複写及び複製の禁止)</li> <li>・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が他に漏れたとき、特定個人情報が記録された資料等を紛失したときその他の事故が発生したときは、直ちに委託元にその旨を報告しなければならない。(事故発生時における報告義務)</li> <li>・委託元は、委託先がこの情報の保護に関する特記事項に違反したと認めるときは、委託先に対し契約(指定)の解除又は損害賠償の請求をすることができる。(契約(指定)の解除及び損害賠償)</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・作業従事者個人から誓約書を徴し、未提出者は作業をさせない。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;委託契約終了後の不正使用等のリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書内に契約終了後も特定個人情報の保護を遵守させる記述を設けている。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報ファイルの操作者の制限&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作権限を持つものを必要最小限にする。</li> <li>・操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</li> <li>・操作履歴(ログ)を取得し、適宜、不正な使用がないことを確認する。</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住基法、苫小牧市個人情報保護条例等の規定により、特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ抽出を行う際は、抽出依頼時に目的、抽出対象等を記載した依頼書を作成するように要領で定めており、住民課長の承認が必要となる。(苫小牧市情報セキュリティ対策実施要領)</li> <li>・不正が発覚した場合、「全庁LAN管理下における個人情報を含む情報資産の漏えい・コンピュータウイルス感染時の緊急対応マニュアル」により事故への対応を行う。</li> <li>・職員の特定期間情報の利用範囲等の理解を徹底するため、職員を研修に参加させ、当該職員を通じた職場の知識の共有を図っている。</li> <li>・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;誤った相手に情報を提供・移転してしまうリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、必要な部署以外に移転・提供されない仕組みとなっている。また、取得ミスを発見する機能を導入している。</li> </ul>		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	・申請書等の保管に当たっては、施錠管理を徹底する。 ・バックアップデータは、耐火金庫で施錠管理する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;対象者以外の情報の入手を防止するための措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、窓口において届出・申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> </ul> <p>&lt;必要な情報以外を入手することを防止するための措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年6月10日総務省告示第334号（第6-7 本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。</li> <li>・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;事務で使用するその他のシステムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住民基本台帳システムに限定しており、また、既存住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講じる。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている                                      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務権限について、業務に必要な権限のみを付与し、権限の履歴についても台帳を作成する。</li> <li>・生体認証により操作者の認証を行うことで不正利用を防止する。また、端末使用後にはアプリケーションのログオフを行うよう職員に指導を行う。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>&lt;職員等が事務外で使用するリスクへの措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。</li> <li>・担当者へ定期的にヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。</li> <li>・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。</li> <li>・職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。</li> <li>・職員が利用する端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置き、覗き見防止フィルムを張る。</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得はできないように制限を行う。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。</li> </ul>	



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに苦小牧市個人情報保護条例等の規定により、特定個人情報の提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正が発覚した場合、「全庁LAN管理下における個人情報を含む情報資産の漏えい・コンピュータウイルス感染時の緊急対応マニュアル」により事故への対応を実施する。</li> <li>・職員の特定個人情報の利用範囲等の理解を徹底するため、職員を研修に参加させ、当該職員を通じた職場の知識共有を図る。</li> <li>・「サーバ室等への入室」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;不適切な方法で提供・移転が行われるリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</li> </ul> <p>&lt;誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</li> </ul> <p>&lt;誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</li> </ul>			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ O ] 接続しない（入手） [ O ] 接続しない（提供）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	・操作履歴を記録するため、不正をした場合は全て判明する。 ・バックアップデータは、耐火金庫で施錠管理する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク> ・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	
8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・住民基本台帳ネットワーク関係職員(派遣職員、嘱託職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。
10. その他のリスク対策	





4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>&lt;特定個人情報の保護に関する特記事項の主な事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先は、委託業務上(管理業務上)知り得た特定個人情報を他に漏らしてはならない。(秘密の保持)</li> <li>・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。(委託業務(管理業務)の範囲を超えた特定個人情報の利用の禁止)</li> <li>・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が記録された資料等を、委託元の承諾なしに第三者に提供してはならない。(第三者への特定個人情報の利用の禁止)</li> <li>・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が記録された資料等を、委託元の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。(特定個人情報の複写及び複製の禁止)</li> <li>・委託先は、委託業務を処理(管理業務を実施)するために委託元から提供された特定個人情報が他に漏れたとき、特定個人情報が記録された資料等を紛失したときその他の事故が発生したときは、直ちに委託元にその胸を報告しなければならない。(事故発生時における報告義務)</li> <li>・委託元は、委託先がこの情報の保護に関する特記事項に違反したと認めるときは、委託先に対し契約(指定)の解除又は損害賠償の請求をすることができる。(契約(指定)の解除及び損害賠償)</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;委託契約終了後の不正使用等のリスク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業従事者個人から、特定個人情報の保護を遵守させるための契約誓約書を徴している。</li> <li>・契約書内に契約終了後も特定個人情報の保護を遵守させる記述を設けている。</li> </ul> <p>&lt;特定個人情報ファイルの操作者の制限&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作権限を持つものを必要最小限にする。</li> <li>・操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</li> </ul>		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住基法、苫小牧市個人情報保護条例等の規定により、特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正が発覚した場合、「全庁LAN管理下における個人情報を含む情報資産の漏えい・コンピュータウイルス感染時の緊急対応マニュアル」により対応を実施する。</li> <li>・職員の特定個人情報の利用範囲等の理解を徹底するため、職員を研修に参加させ、当該職員を通じた職場の知識共有を図っている。</li> <li>・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置>  
 ・相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CS間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。  
 <誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置>  
 ・システム上、既存住民基本台帳システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。  
 <誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置>  
 ・相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CS間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

**6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

その内容	
再発防止策の内容	

その他の措置の内容  
 ・送付先情報ファイルは、送付先情報の連携を行う必要が生じる都度、作成又は連携することとしており、システム上、連携後速やかに削除している。  
 ・媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である地方公共団体情報システム機構において管理され、本市では保管しない。

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	--

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置>  
 ・本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。  
 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である地方公共団体情報システム機構において適切に管理され、市町村では保管しない。  
 <特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置>  
 ・システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      [    ] <sup>&lt;選択肢&gt;</sup> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワーク関係職員(派遣職員、嘱託職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。</li> <li>・住民基本台帳ネットワーク利用部署の各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施する。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所 市民生活部住民課 電話番号: 0144-32-6297 メールアドレス: jumin@city.tomakomai.hokkaido.jp
②請求方法	苫小牧市個人情報保護条例第13条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市役所 市民生活部住民課 電話番号: 0144-32-6297 メールアドレス: jumin@city.tomakomai.hokkaido.jp
②対応方法	口頭、書面により受け付け、状況に応じて速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じることとする。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	実施しない
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	実施しない
②方法	—
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) ・1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、8の項、9の項、11の項、16の項、18の項、20の項、21の項、23の項、27の項、30の項、31の項、34の項、35の項、37の項、38の項、39の項、40の項、42の項、48の項、53の項、54の項、57の項、58の項、59の項、61の項、62の項、66の項、67の項、70の項、77の項、80の項、84の項、89の項、91の項、92の項、94の項、96の項、101の項、102の項、103の項、105の項、106の項、108の項、111の項、112の項、113の項、114の項、116の項、117の項及び120の項 (別表第2における情報照会の根拠) ・なし(住	<情報照会の根拠> なし(住民基本台帳関連事務において、情報照会を行わない。)  <情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第43条の3、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2	事後	主務省令追加のため
平成31年1月4日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民生活部住民課長 菅原 祐子	市民生活部住民課長	事後	様式改正のため
平成31年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、豊川証明取扱所、駅前証明取扱所、住吉証明取扱所及び沼ノ端証明取扱所	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、沼ノ端出張所、豊川証明取扱所、駅前証明取扱所、住吉証明取扱所	事後	沼ノ端出張所開設のため
平成31年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体(使用部署)	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、豊川証明取扱所、駅前証明取扱所、住吉証明取扱所及び沼ノ端証明取扱所	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、沼ノ端出張所、豊川証明取扱所、駅前証明取扱所、住吉証明取扱所	事後	沼ノ端出張所開設のため

平成31年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	財政部 市民税課、資産税課、納税課、税制課	財政部 市民税課、資産税課、納税課	事後	機構改革のため
平成31年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9	都市建設部住宅課	福祉部総合福祉課	事後	移転先の変更
平成31年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、豊川証明取扱所、駅前証明取扱所、住吉証明取扱所及び沼ノ端証明取扱所	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、沼ノ端出張所、豊川証明取扱所、駅前証明取扱所、住吉証明取扱所	事後	沼ノ端出張所開設のため
平成31年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 使用の主体(使用部署)	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、豊川証明取扱所、駅前証明取扱所、住吉証明取扱所及び沼ノ端証明取扱所	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、沼ノ端出張所、豊川証明取扱所、駅前証明取扱所、住吉証明取扱所	事後	沼ノ端出張所開設のため
平成31年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	10人未満	事後	取扱者数の変更のため
平成31年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ⑥ 事務担当部署	市民生活部住民課、のぞみ出張所及び勇払出張所	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、沼ノ端出張所	事後	沼ノ端出張所開設のため
平成31年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 使用の主体(使用部署)	市民生活部住民課、のぞみ出張所及び勇払出張所	市民生活部住民課、のぞみ出張所、勇払出張所、沼ノ端出張所	事後	沼ノ端出張所開設のため